

○議事日程

令和5年6月6日（火） 第2日

- |     |                |  |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |  |
| 第 2 | 承認第 2号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町税条例の一部を改正する条例について)          |
| 第 3 | 承認第 3号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)    |
| 第 4 | 承認第 4号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第1号)について)   |
| 第 5 | 承認第 5号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第2号)について)   |
| 第 6 | 議案第22号         | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 第 7 | 議案第23号         | 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について      |
| 第 8 | 議案第24号         | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第25号         | 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について                         |
| 第10 | 議案第26号         | 令和5年度岐南町一般会計補正予算について                                 |
| 第11 | 議案第27号         | 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算について                             |
| 第12 | 議案第28号         | 令和5年度岐南町一般会計補正予算(第2号)について                            |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名				
1番		長谷川	淳	君
2番		村山	博司	君
3番		松本	暁大	君
4番		三宅	祐司	君
5番		後藤	友紀	君
6番		松原	浩二	君
7番		櫻井	明	君
8番		渡邊	憲司	君
9番		木下	美津子	君
10番		岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
会計管理者		井上	哲也	君
総務部長		小関	久志	君
総合政策部長		三輪	学	君
福祉部長		中村	宏泰	君
土木部長		安田	悟	君
住民部長		岩田	恵司	君
管理監兼郡二町教育委員会総務課長		坂井	政俊	君
総務課長		服部	貴司	君
財政課長		記野	雅之	君
総合政策課長		摂田	真広	君



○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	堀場	康伸
書	記	西脇	信一郎



開議

午前10時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なお、野原教育長は所用により会議を欠席、代わって坂井管理監が入りますので、ご承知おきください。

また、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

—————◇—————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番 松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。

—————◇—————

第2 承認第2号

○議長（後藤友紀君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

—————  
(議案掲載省略)  
—————

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

—————◇—————

第3 承認第3号

- 議長（後藤友紀君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。



第4 承認第4号

- 議長（後藤友紀君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岐南町一般会計補正予算（専決第1号）について）を議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

- 議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第1号)については、原案のとおり承認されました。



第5 承認第5号

- 議長(後藤友紀君) 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第2号)について)を議題とします。

(議案掲載省略)

- 議長(後藤友紀君) 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度岐南町一般会計補正予算(専決第2号)については、原案のとおり承認されました。



第6 議案第22号

- 議長(後藤友紀君) 日程第6、議案第22号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号については福祉土木常任委員会に付託します。



#### 第7 議案第23号

○議長（後藤友紀君） 日程第7、議案第23号 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については福祉土木常任委員会に付託します。



#### 第8 議案第24号

○議長（後藤友紀君） 日程第8、議案第24号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

---

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号については福祉土木常任委員会に付託します。



第9 議案第25号

○議長（後藤友紀君） 日程第9、議案第25号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 岐南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号については福祉土木常任委員会に付託します。



第10 議案第26号

○議長（後藤友紀君） 日程第10、議案第26号 令和5年度岐南町一般会計補正予算に

ついてを議題とします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川です。議長のお許しをいただきましたので、議案第28号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）について5点質問させていただきます。

1つ目、今回一般会計補正予算に計上されています2,238万8,000円という金額は、社会福祉法人さくらゆきさんが建設中である特別養護老人ホームの建設費に対する補助金ですが、4月4日と5月24日に行われた全員協議会において小島町長は、社会福祉法人さくらゆきに対しては補助金は払いたくないとおっしゃっていました。しかし、さくらゆきの理事長様から議員全員補助金を出すことに賛成していると言われ、補助金を出すことに決めたと発言をされました。

そこで1つ目、質疑させていただきますが、議員全員に賛成したのか確認はされたのでしょうか。これが1つ目の質問です。

2つ目、今後も様々な事業者が「議員が全員賛成しています」と補助金を要請してきたらどう対応されますか。これが2つ目の質問です。

3つ目、今回の一連の流れの中で、春先に社会福祉法人さくらゆきさんから、建設補助金に対する請願書が出されました。当初は1名の代表議員と4名の賛成議員の署名がありました。しかしながら、代表議員の方がまず取下げをされ、ほかに1名の方が取下げをされ、最終的に3名の方が署名をされた状態から、さくらゆきさんのほうから請願が取り下げられました。その中で5月24日の全員協議会において、小島町長は、さくらゆきさんから提出された請願を取り下げさせたと発言されました。この際、隣におられる傍島副町長は「取り下げましたですね」というふうに修正を促しましたが、発言の撤回はされていませんので、その発言を下に質疑させていただきますが、請願の提出や取下げなど、そういうことに小島町長自身が関わっていらっしまったということでしょうか。これが3つ目の質問です。

4つ目の質問に参ります。令和5年の新年度予算を組まれる際に、各部から予算が上がってくる中で、福祉部から今回の補助金に対する予算は上がっていなかったと聞いております。それなのになぜ今補正予算で補助金を出す必要があるのでしょうか。



本当に必要な補助金であれば、建設計画のときから岐南町として応援するという意思表示の下、議会とのすり合わせを行い、新年度予算に計上されるのが筋ではないでしょうか。今のが4つ目の質問です。

最後の質問になります。そもそも住民の代表機関である議会に対して説明がなさ過ぎると感じます。議会運営委員会や全員協議会でも建設費の高騰に対する補助金であるのならば、さくらゆきさんの財務諸表と契約書、さらには当初の建設費からどれぐらい値上がりして、その影響がどれぐらいあるのかをまとめた資料が行政側から提出していただかなければ、そもそも判断ができません。なぜその資料を用意させて丁寧に説明をしていただけなかったのでしょうか。以上が5つ目の質問です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問にお答えします。

二千二百三十何万という、出す出さないという確認ではありますが、これは公益性、公共性にとって必要な施設であるという判断をしました。それで、岐南町にとっても有益な事業所であるということ判断しましたので、全員ではありませんが、皆さんの意見を聴きながら、賛成が多数ということで判断して補助金出すことにいたしました。これは必要な施設であるということでもあります。

請願の件であります。当初はたくさん金額が出て、要望書もありましたが、それは出せないということでありましたので、皆さんの5名の請願が、名前がありました。金額は書いてなかったんですが、これだけの過半数、半数以上ということがあって、経営者の方も議員全てに訪問して了解を得てもらったものと思っておりますという確信を持って答えられましたので、そうですかということで、署名もあるということでありましたので、私はそれを信用しておりました。

福祉部からなぜ補助金を出すのかということではありますが、先ほど言ったとおり、これは岐南町にとって有益な施設であり、公共性に伴う本当に貴重な施設だと思っております。本当に待機される高齢者の方がたくさんいる中で、少しでも緩和できるように、私はそう思っておりますので、当初はいろいろありましたが、やはり余りにも私の事務所の近くだったので、皆さんの意見を聴きながらということで進めてまいりましたので、そういう意味を含めて、この施設は岐南町にとって有益であり、必要な施設であるということで判断して補助金を出すことにしました。

5番目のやつは、ちょっと福祉部長に答弁させますが、あともう一つ何でしたね。分かりました。それについては、やはり岐南町にとって有益かどうか判断しながらやりますので、議員が賛成しようがしまいが、これは町の権限としてやっていきます。

町にとって必要なものであるか、それは十分判断させていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

私のほうはこれで、あと5番目のほうについては福祉部長のほうに答弁させます。  
よろしく。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

このたびの補正予算の計上に関しまして、運営法人さんに関します諸処の財務諸表  
等の判断材料が少ないのではというふうなご質問、ご指摘でございました。その点に  
つきましては、私どものほうから深くおわび申し上げます。

なお、独立行政法人医療福祉機構が公表しております社会福祉法人さくらゆきさん  
の貸借対照表を垣間見ました。その推移でございますが、令和2年度末の預金残高は  
約3億8,500万、令和3年度が2億円に減少してございました。もちろんこのたびの  
建設費に伴います積立て等々があったというふうに推察しております。

なお、この特別養護老人ホームの建設に伴います当初の資金計画では、同機構より  
5億円を超える借入れを行っていらっしゃいます。今回の建設資材の高騰等で上回り  
ました1億8,000万ほど建設費がさらにそこに負担となりまして、今後の財政運営が  
決して楽観できるものでないというふうに判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川です。数点再質問をさせていただきます。

ただいま、まず1つ目の質問ですね、議員全員に確認されたかという質問に対しま  
して、今小島町長の答弁は、賛成者が多数であるということを経営所の理事長からお  
聞きしたと、それを信用したという答弁がありました。2,200万もの大金を、町民  
の血税でございまして。その判断を議員が賛成したからというその言葉をうのみにして  
判断をされるということは、ちょっと私の常識の範囲の中では考えられないことでご  
ざいまして、なぜその裏取りをもう少ししっかりされなかったのかということをもう  
一度ご確認させていただきたいと思っております。

3つ目の質問に対する再質問をさせていただきます。

質問が請願についてなんです。今小島町長の答弁の中で、5名の請願書に名前が  
書いてあったのを確認したというふうな発言がありましたが、この請願書はそもそ  
も取下げをされていますので、何もない状態と同じでございまして、それを見て判断  
した、先ほどの1つ目の質問ともかぶりますが、議員が賛成したかどうかなど確認も  
していないので、本当に分かり得ることではないと思っております。もしも、あと多数の

議員とおっしゃいましたので、10名議員がいる中で多数というのは6名以上と思いますが、この請願に書かれた名前以外で何かそういうお話があるのであれば6名の方には確認したのか、そういう話も聞いたということがあれば教えていただきたいです。

最後に、5番目の質問、なぜ資料を用意しなかったかというところですが、これは本当議運の中でも全員協議会の中でも資料を用意してくれというのは再三再四お伝えしておりますが、今ここでおわびされたところで、議会として、議員として、町民の代表機関でありますから、町民に我々も説明しなければいけない中で、しっかりと本当にこの補助金というものは、正直私は必要か必要じゃないかと言ったら必要であると、助ける、やっぱり町として気持ちは大事だということは本当に思っております。

ただ、今回のこの流れの中で、建設当初から応援する気持ちでやっていて、新年度予算で上げてくるというふうなら、本当にすばらしいものだと思うのですが、先ほどの請願の内容ですとか、いろいろ裏で何かごちよごちよごちよごちよあって、結果的には議員から賛成があったから補助金をつけると。まあ、議会のせいにするではないですけど、そういうことが私なりにもすごい垣間見れて、これは絶対に許してはいけないという思いなんですけど、5番目の質問の再質問で、なぜ議会が資料を要求したのに用意をしなかったのか、おわびじゃなくて、その理由を教えてください。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） まず、最初の再質問、確認したかどうか、そういうことでありますが、本当にその件については、本当にシビアにやってまいりました。本当に経営者の方が議員一人一人の家を回って、一人一人の報告も受けました。こういう状況です、こういう状況ですって、何とかありませんかということで、議員の皆さんが賛成すれば、これも賛成材料になりますが、皆さんの言うような金額は出ませんよとは話しておりました。それはうのみを信用して判断したわけでもありませんが……

うのみを信用してどうかという話でありますので、これは行ったとき、経営者の方が一人一人回ったということを聞いておりますし、私も確認しました。そういうことで、うのみを全て信用したわけでもありません。やはりこういう問題は、今長谷川議員も言われたように、町民の血税でありますので、少しでも本当にシビアに考えながら、岐南町として出せる範囲内でということでやっております。うのみを信用したわけではありませんので、経営者の話も聞きながら、一部議員の皆さんの話も聞きながら判断したということでもあります。

請願5名の話ではありますが、5名のうち2名が取り消して、あと3名が残っていたことではありますが、何もないと同じと言われましたが、これは地方自治法第232条の

第2項に基づいて私が決断したことでありますが、何らやましいことはありませんので。先ほど何回も言いましたが、岐南町にとって必要な建物、必要な公共性、公益性のある建物だと思っておりますので、それ以上何もありません。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 長谷川議員の再質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、同運営法人の財務状況につきましては、独立行政法人医療福祉機構が公表しております財務諸表のみでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、詳細な資料としてご用意できなかったことにつきましては大変おわび申し上げます。以上でございます。

すみません、理由でございますが、この財務諸表以外に特段この財務を説明する資料等がございませんでしたので、先ほど申し上げました令和2年度から今年度に至るまでの経緯の数字等を申し上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川です。これで最後の質問にさせていただきますが、小島町長の答弁の中で、最後まで賛成した議員がいるからそれが反映されているというお答えがありました。ここではっきりと申し上げますが、私はこの補助金に関しまして、常任委員会に付託された後でしっかりと審議をして、財務諸表とも確認して、その上で賛否を判断するという形で請願書にも署名しておりませんし、理事長のほうにもそうお伝えはしておりますので、少なからず私は賛成しておりません。

その中で、賛成した議員がいるから今回の補助金を出す一つの決め手になったという最後の確認ですが、それでよろしかったですか。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の再々質問にお答えいたします。

これはあくまで有益な公共性の建物、公益性のある建物として、先ほど言いましたように、地方自治法第232条第2項に基づいて積算したものでありますので、それ以上何もありません。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 10番、岩田でございます。議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

この補正予算の二千三百何万ということに対しましては、私は2年前の前の議長のときから一般質問の中で申し上げておる中で、一番初めからこの施設は一体どうなんやと、必要なか必要ないかから始まったんですよね。すると、そのときに福祉計画の中にその当時の議長が入って、この介護というものは非常に重要なものであるというようなご答弁をいただいた。しかし、施設を建てなければならないという議論がないよというような中で、今の介護保険というこの国の考え方というのは、やはり補助金をよく出すということは大変なことでありますので、できるだけ在宅支援を中心とした中で、お金のかからない中で岐南町はどうなんかということ、社会福祉法人の場合だと、税金を取ることができないために、そしたらどうしたらいいんだというようなことで、今日までたっちゃったんですよね。町長の事務所の南側に建っちゃった。

私、一番心配したのは、町長の事務所の前はお身内の方の土地やもんで、いろいろと勘ぐられへんかというふうに思ったんです。これは事業者とその地権者の問題ですからこれ何も問題ないですよ。問題は町長がどうかということ。私は県の高齢福祉課のほうにお尋ねに行きましたら、やはり在宅支援じゃなくして施設支援を要望しておみえになる人が今の段階では結構あると。しかし、2030年から2040年の間には減ってまいりますから、そこら辺をよく考えながら進めていくということが必要であるということをおみえになられたんです。

だから、そういうようなことを踏まえた中で、私が質問したら、私は関係ないって言われた、その当時。私が誘致したわけじゃないと言って。一般質問の中で言っておるんですよね。だけど、その高齢福祉課の補助金をいただく、国県の補助金をいただくのに対して、町長の意見書というやつがあるんですよね。だから、そのときに施設として必要だと、この施設は必要だというようなことを言っていただけりゃ、それで終わりなんです。それを俺は関係ねえと言って、私が誘致したわけじゃないと言って、ということでしょう。その後についても私も知らんと。それはそれでいいんやって、それは関係ないことやで。町長の身内だったってね。

現在もう建ってまったんでしょう。5億から8億、土地を含め8億ぐらいですかね。建ってまったやつに対して、この岐南町民が、広域型である以上は、岐阜市やとか笠松町やとか各務原とかそういう人も入れるもんで、岐南町民の弱者、生活保護者を含めた低収入の方々のそういう弱者の方々をできるだけたくさん入れていただけるという条件をやはり持ってきて、町長自ら、第何条第何条なんてしゃべっておらず、これは大事なやつやと一番初めから言っておれば、こんなあっち向いてこっち向いてあっち向いてこっち向いてならなんだの。だから、私ね、町長言っておくけど、もう一回仕切り直したほうがいいわ、これは。これはよその市町、近くのところで見たって、

今特養というものは少ないけれども、岐南町の場合やと20年ぐらい前やったかな、ありました。そのときはお金を出しておるんです。2,000万、4,000万払っておる。だから、そういう前例を見ながら、やはり考えていくということで仕切り直ししないと、このままの状態、議員が議員がと言って。そこで前書いた議員なんかは困ってまうがね、議員の責任になってまって。困るでしょう。

○議長（後藤友紀君） 岩田議員、質疑をお願いします。

○10番（岩田晴義君） そういうような中で、一体この流れというものを何やと思っているの。議会を軽視しているのもいい加減してもらわなあかん。というような中でもう一度よう反省して仕切り直すということも考えていただいたかどうかということをお私思ひまして、町長に一言お話を聞きたい。第何条みたいのええですよ。どういう考えなんやと、仕切り直すことできるのかと、今ごろね。ということですよ。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

本当のところころ変わるのとはあなたです。本当に議員になったときから、この問題についてがながながんがんに言って、私本当に知らなかったんですよ、上がってくるまで。書類としてこれ何と。私の事務所の隣や。初めて必要な土地、必要な施設ということで、これは県のほうも了解していただいたことで、町としても了解するのは当たり前だと思って印鑑押しましたが、本当に苦渋の選択だったんですよ。あなたにがながんがんに言われて、何かやってないかと、そう言われたんですよ、実際に。何もありませんよ。それをあたかも何かあるような顔をして、そのときもぼんぼん言いましたがね。皆さんご承知でしょう。これは本当に司職も入りました、はっきり言って。何も無いと言われたんですよ。当たり前でしょうと言って。だから私が誘致したわけでもありませんので、町長の見解、意見書とかありましたし、私が誘致したわけでもないんです。業者がここでやるならいいということで判断されたことがあって、ちょっと私も当初はびっくりはしましたが、やむを得ぬということでしたわけでありまして。決して議会を軽視したわけでもありませんし、何回もその件については説明してまいりました。あなたの質問のときもそうだし、それから全協の場でも質問に対して答えました。だから、ころころ変わるのとは、岩田議員あなたでしょう。一貫性がないんです、はっきり言って。私は常に一貫性を持ってやってきました。議会を軽視しておりませんよ。

そして、自分独自に考えてきましたが、この施設なんです、介護問題は本当に今現在大きな社会問題になっておるんですよ。特養への待機者が多いのも事実であります。皆さんもご存じでしょう。この施設に補助する理由は、入居者が幾つになっても

自分らしく生きていく、自分らしい暮らし方を支えるためであり、また安心・安全なだけでなく、この岐南町の地で毎日を心地よく過ごしていただき、環境にも優しく、この地にずっと住み続けたいという思いに応えるための必要な施設であると私は考えております。

先ほども何遍でも言いましたが、公益性、公共性もあるということで、私は財政的に許される範囲であるということで、この介護活動を助成するために支出するものであり、何らやましいことはありません。一貫性のないのは岩田議員あなたです。私たち常に一貫性を持ってやっておりました。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただきますけれども、非常に私心外ですね。一貫性のないのは私やって、180度変わったのは俺やってというような物の言い方される。違う、一番初めから私はこの施設はやり方としては間違っておると言っておる。建設までの間の説明いろいろ等々が間違っておると。そういうような中で現実町長が補助金を出すために認めたんやで、もう建ってまってるやないですか。それは必要か必要ないかということ、今の段階で必要ですよ、これは。当たり前のことや。だから、そういう財務諸表がどうのこうの関係ないの。こういう施設が建った以上は、やはりある程度の応分の負担を町として出すと。議員の責任じゃないんやて。今の話を聞くと、議員の責任になってまうよ、これ。冗談じゃないですよ。自らこの施設は必要だと、その意見をもっと言わなあかん。それを俺は一貫性がないたら何たら、反対でわんわんわん。建て方が間違っているって、こう建ってまったやつを、俺は反対や反対やってやれるかね。

○議長（後藤友紀君） 岩田議員、質疑をお願いします。

○10番（岩田晴義君） だから、そこが間違っているから、もっと仕切り直して、これは必要だと、やるべきことであって、説明が不足しておるとのこと。ということでございますので、そこら辺は誤解のないようお願いしたいと思います。これはもしそういうことであれば、私はということであれば、もっとばんばんばん言わなあかんやったの、ということでございます。失礼します。

私は一貫性がないということに対しての質疑です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

180度変わった、皆さん、全協の中の間でも賛成って言って話聞いているでしょう。

○議長（後藤友紀君） 岩田議員、静粛をお願いします。

○町長（小島英雄君） 議員の皆さんもみんな知っているでしょう、彼の発言が。私は議員の責任とは言っていませんよ。地方自治法第232条の2に基づいて、この施設が必要であると。条を言うなと言ったもんで言わなかつただけのことであって、これに基づいて出しているということなんですよ。

だから、当初の説明の中で前例があるという中で4,000万というのはありました。同じ特養のほうで。でも、それでなくして、その半分で何とか落ち着くところへ落ち着いたとおったんですよ。国が2分の1、県が4分の1補助する中で、岐南町も4分の1すれば大体4,000万になるんですが、それではちょっと町民感情からいっていかなものかと考えながら、二千二百何万ということに落ち着いたところであります。決して無駄遣いと私は思っておりませんし、何遍も言いますが、この施設は岐南町にとって有益、公益性があると、そういうふうに判断しておりますので、決して議員の皆さんの責任とは言っておりません。あくまでも地方自治法に基づいて私が決断したことでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうも今回の議案第26号ですね、補正予算の今質疑が交わされている高齢者福祉施設整備費補助金のところで自分自身の見解と、もう一度確認ということで質疑のほうをさせていただきます。

今回の件ですね、2,238万8,000円ということで町が補助金を出すということで議案として上程されておるわけですが、私が問合せで確認しようと思っておったのは、全員協議会の場で長谷川議員がお話しされたように、町的意思ではなく、議員がそういう話をしたから、町長は補助金をつけるという決断をしたと、そのように取れるような話をされたので、その真意についてお尋ねするというつもりではあったんですけども、先ほどのご答弁で、町長もご自身の意思ということで必要性を語られて、この補助金を2,238万8,000円ということで算出されて上程してこられたということであるとは思いますが、この高齢者福祉施設整備費補助金というのは、岐阜市とか他市町においてはこういったものの条例というか規定はあるんですけども、岐南町においては、岐南町社会福祉法人の助成の手続に関する条例というものが



あるだけで、整備費補助金について事細かい説明書きはないんですね。整備費補助金の規定のところを見ると、確かに事前の協議であったりもろもろの話はあるんですけども、岐南町にはその条例はないということで、あくまでもこの条例を見ておると、町長の裁量ということですかね、長の判断、必要性をもってこの補助金は上程されるというふうに解釈ができるのかなというふうに思っております。事前にこれまでの説明においても、第8期計画、介護福祉計画ですけれども、においても待機者であったりとか、そういうものでこの施設建設の必要性は既にお話しされてきたところだとは思いますが。

そういう意味で説明のところ、物価高騰による影響というところもあったんですけども、私自身も長谷川議員もおっしゃられたように、財務諸表とかそういった資料が不足しているのではというお話もあったので、直接法人さんをお訪ねして理事長とお話ししながら、財務諸表についてはWAMというインターネットで社会福祉法人の場合は情報公開されておりますので、貸借対照表、あと事業活動計算書、資金収支計算書、社会福祉法人における3表ですね、こういったものは全て確認できる状態ではあるんですね。その上で私も財務状況であったりというのを確認した上で、この施設建設、この補助金についての考え方を理事長ともお話しさせていただいたところではあるんですけども。

実際にこの物価高騰という文言もあるんですけども、物価高騰のところでもやはり1億8,000万、1億9,000万という建設費ですね、費用の増大ということもあって、これが結果的に、例えば当初4階建てのものであったものが2階建ての木造に変わったということであったりとか、あとは物品ですね、利用者さんが使われる例えばシャワーベッドとかもそうなんですけれども、やっぱりそういったものも建設費に限りはありますから、やっぱり質を落とさざるではないですけど、やっぱりそういうところにどうしても影響してくる部分があるというふうにお話はされておられました。

補助金を申請するに当たって、やはり当初考えとしてはなかなか、補助金だと公金になるわけですから、できる限り自身の法人の努力でこの建設を進めていきたいというふうにお考えの話も伺ったんですけども、いかんせんこういった物価高騰の影響もやっぱり出ていることは否めないということもあって、その辺の話をさせていただいたわけですけども。

状況としてはそういう状況であるんですけど、ただこの補助金の性質としては、物価高騰が原因で出すということではなくて、これまでに建設のあったうれしのさんもそうなんですけれども、そういった観点ではなくて、町がこういった高齢者福祉、介護福祉を考えたときに、こういう事業を行う事業者に対して町民が利用するわけです

から、よりよい環境を提供していくためにこの資金を使ってほしいと、そういった思いもあるんですね。ということでこの補助金は出されている、今回上程されているものだと僕は解釈しておるんですけども。

結論は、その観点において判断基準ではないですけども、最終的には議員云々ではなくて、町長のご意思、町として福祉計画に対する考え方というものを確認して、この補助金については自分の判断を下したいというふうにならざるを得ないところなんですけれども、先ほど町長ご答弁でご自身の判断でと、町としてこの事業は必要だということで補助金を上程されたということでありますから、再度同じことの、一応ここ質疑の場なので、再度同じ質問になりますけれども、その硬い意思ではないですけども、その必要性をいま一度ご説明いただけると、私のほうも納得して、この補助金に関しては同意をさせていただきたいなと思っておるところなんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の質問にお答えいたします。

この判断基準はやはり地方自治法第232条第2項によって行ったものであり、これは町といえども全く自由裁量ではありませんことは十分承知しております。しかしながら、この施設は有益的、公共性があると信じております。信じておりますし、時々進捗状況を余りにも近いもんで見ることがありますが、静かな環境の中で、ここでついでに施設として終わっていただきたい、静かな環境の中で岐南町で終わっていただきたいという思い、願いを込めて時々見回っておるところであります。本当に静かな環境の中です。これは岐南町にとって公共性、有益性があると信じておりますので、本当にそれ以上何もありません。私の決断でありますので、地方自治法第232条第2項に基づいて決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。ご答弁ありがとうございました。

先ほど岩田議員の質疑の中でちょっとお話があった件なんですけれども、今回取下げにはなっておりますけれども、請願書の中で賛成した議員が、このままでは困ると、責任を押しつけられて困るというふうなお話がありましたけれども、今ここでお話しさせていただきますと、私はその請願書、取下げはされましたけれども、同意をさせていただいた議員の一人です。私はこの事業に関してはやっぱり建設が必要な事業だと思っておりますし、私自身もう70過ぎの両親と一緒に暮らしておる家族なんですけれども、昨今、施設介護から在宅介護へという流れの中ではありますけれども、実際自分自身が妻も働く共働きの状況で、やはり在宅介護に限界を感じる部分はあると思

うんですね。あると思うというか、私自身はそのように考えております。そういった意味で町民の選択肢が増えるこういった施設建設、大変ありがたい話だと私自身は思っております。

○議長（後藤友紀君） 質疑をお願いします。

○3番（松本暁大君） はい。そういう意味でまず私は、岩田議員の話については、困っておるというお話をされましたけれども、全く困っておりません。私は必要なものだと思っておりますので、そこだけはお話しさせていただきたいと思います。

質疑というところの点になるんですけれども、すみません、既に町長がご答弁いただいたところではあるんですけれども、これ以上事細かくお尋ねしても同じご答弁になってしまうので、力強いここの施設建設、それに対するご説明をいただいたかと思えますので、これで質疑のほうは終わらせていただきたいと思います。討論でした。すみませんでした。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

現在質疑を許しておりますので、質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

〔「修正動議」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま7番 櫻井 明議員から、本案に対して修正の動議が会議規則第16条に基づき提出されました。

なお、地方自治法第115条の3の規定によりこの動議は成立いたしております。

修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。これより提出者の説明を求めます。7番 櫻井 明議員の説明を求めます。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番、櫻井です。議長の許可をいただきましたので、私の修正

動議をお認めいただきました。よって、その該当案件の反対事由を申し述べます。

議案のうち私が今回該当案件としては款03民生費、項01社会福祉費、目04介護支援費、節18負担金、補助及び交付金、108の高齢者福祉施設整備補助金2,238万8,000円についての反対事由を申し述べます。8つございます。

1つ、平成17年度版社会福祉施設等施設整備費補助金には建設補助金として国2分の1、県と指定都市及び中核市が4分の1、市町村の補助制度はなく0とあります。ちなみに令和4年度全国の岐阜市等の中核市の補助金内示総額は合計60件、14億7,927万5,000円。1件当たり平均補助額2,465万4,583円です。なお、岐阜県の補助事業は0件0円です。岐阜市は2件、合計1,532万1,000円、1件当たり766万500円です。してみると、市町村0円でもよいところ、岐南町の補助金2,238万8,000円は破格の補助額であります。

さきの議員全員協議会において、町長は町長の判断で金額も決定した。また、今後は同様案件における補助は一切行わないと、いわば今回限りの特例とする旨の説明をなされました。特別配慮であるということです。町長の就任挨拶にある誠実・公平な行政運営に努めるとされる態度を改められたのか、残念であります。

2つ目、補助実施に際し町長は事業者と岐南町民のために町民優越的利用条件の覚書を作成するとされておりますが、まさにこれは何の効力もない気休め文書です。実効担保力は皆無、絵に描いた餅であります。

3つ目、補助実施における補助額算定基準等実施要綱を定めた条例が岐南町には全くございません。また、定めようともされないままの議案提出であります。よって、今回の金額査定は町長独断であり、思いつき査定の域を出ておりません。

4つ目、町長は当初の事業者希望補助額5,500万円を議員全員承諾されていたとされるが、この事実はございません。議員全員が否定しております。かつ、当該案件の補助申請が2023年1月31日付提出され、事業者が全紹介議員辞退等により、同年2月27日付で撤回されております。よって、この時点で補助金の必要がなくなったと私は考えていたところ、今般町長判断での支出計上がなされた。不思議。

5つ目、補助金決定は補助対象の建築物着工前の協議と合意が通常であるにもかかわらず、完成間近の補助金申請と決定であることの不合理性。

6つ目、補助申請はロシア・ウクライナ戦争等による物価高騰による建築費等の上昇が一番の申請事由とされておりますが、何も当該事業者のみの事態ではなく、世界中の人々の困り事であります。この論法で行けばあらゆる町内事業者への補助が必要となる。まさに笑止千万であります。したがって、事業者の社会福祉事業施設のみ特別扱いされるべきではないと考えております。

7つ目、既に町による当該施設建設費の周辺道路と上水道及び下水道の改良工事を行っております。町は他施設においても前例のない規模で当該施設の利便施設と環境整備に努めております。

8つ目、大切な公金の支出案件は、公平、公正、普遍性、透明性等が求められるため慎重の上にも慎重であるべきです。当該案件はどのように考察しても補助事業とすべき事案ではない。よって、反対いたします。

議案第26号原案に賛成投票をお考えの同僚議員におかれましてもご再考いただき、ご賛同いただけますようお願いいたします。

また、議案第26号のほかの多くの他案件は町民に急ぎ必要なものです。これらの案件には全く影響なく即実行されます。よって、修正案にご賛同いただけますよう重ねて衷心よりお願い申し上げます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明について質疑はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。

櫻井議員から提出された一般会計補正予算、こちらの修正動議の内容について数点質疑がありますので、ご質問のほうをさせていただきます。

まず1点目ですね、2番のところでお話しされたところになるんですけども、補助実施に際し町長は事業者と岐南町民のために町民優越的利用条件の覚書を作成するといえるがというところなんですけれども、こちらの件ですね、建物自体が広域型というふうになっている以上は、地域密着型と広域型とあるんですけども、そもそもがこの覚書を作成するような状態がもしあるのであれば、それこそ法令違反になるのではと私思うんですけども、口約束というか、内々にお話しされるということであるならば分からんでもないですけども、ここの部分でちょっと絵に描いた餅というふうにお話しされるのはどういうことなのかなということ、まずこの真意についてお尋ねします。

次に3番目ですね、補助額算定基準等実施要件を定めた条例が岐南町に全くなくと、今回の金額算定は町長の独断であり、思いつき査定の域を出ないというふうにあるんですけども、これおっしゃられるとおりに条例はない、先ほど私自身もお話はしたんですけども、ということで、町長のある意味裁量というか、考えを下に今回補助金に関しても上程されているわけですから、独断というよりも、行政側から当然出されてくるものであるわけですから、独断という言い方、あと思いつき査定の域を出な

いというところがちょっと説明をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

4番目ですね、この事実はないと全議員が否定していると、かつ当該案件の補助請願は事業者自らが既に撤回されているというふうにありますけれども、これもそのとおりだとは思いますが、補助請願は撤回されておりますけれども、要望ですね、要望に関しては事業者の方から撤回はされていないと思うんですけれども、その点はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

6番目ですね、こちらはこれ物価高騰のところの内容だとは思いますが、この論法でいけば、あらゆる町内事業者への補助が必要となると、まさに笑止千万であると、続いて特別扱いをされるべきではないというふうにあるんですけれども、おっしゃられるとおりに、物価高騰の影響を受けてみえる方というのは、私ら一般住民もそうですし、事業者も、本当に世界的に皆さん困っている案件ではあると思うんですけれども、この町内事業者への補助が必要となるとということで笑止千万であるというこの発言というのは私にはちょっと理解ができないので、そこもちょっとご説明いただければと思います。

また、特別扱いをされるべきではないというところですが、これはこういった事業に関しては国も県も、既に県のほうは国の制度に基づいた補助金の決定はなされているかとは思いますが、別に特別扱いされておるわけでもなく、現にうれしのさんですね、以前、広域型の特別養護老人ホームの建設の際にも岐南町から補助金は出ているわけですから、改めて特別扱いをされるべきではないというところについてご見解、もう一度お話をいただければと思います。

7番目ですね、上下水道の改良工事を行った。町は他施設においても前例のない規模で当該施設の利便施設と環境整備に努めているというふうなお話がありましたけれども、こちら私が聞いたお話ですと、上下水道が計画はあったんですけれども、何らか理由があって30年ぐらいなかなかこの工事に取りかかることができなかったということもあって、今回この関連があったかどうかそこまでは知るよしもないんですけれども、単に整備が進んでいなかったものができるようになったということで工事が始まったということを伺っておりますので、このお話でいきますと、何か癒着があるかというような、そういうイメージを与えかねない部分があると思いますので、これは私は撤回していただく必要があるのではというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

最後、8番ですね、これも冒頭のところで、大切な公金の歳出の案件はというふうにお話しされましたけれども、この事業というのは町民にとっても私は有益性、必要

な事業だとは思っておりますので、そういった意味では公金の歳出要件というところには十分満たしておる案件かとは思いますが、その点についてどのように。じゃ、こういったものが大切な公金の歳出というものに値するのか、それも含めてお答えいただければと思います。

私からの質疑は以上になりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 松本議員からの質疑についてお答えさせていただきます。丁寧にお答えさせていただきたいと思いますが、松本議員にとっては納得のいかないこともいっぱいあるかと思いますが、その点をご承知おき願います。

初めに、絵に描いた餅、これはどういうことだということですけど、何の効果もない、食べることができないといったそれだけのことであります。これは気休め条項と法律のほうでよく言われるようなことですけど、全く絵に描いた餅であります。そのとおり、ただ眺めているだけ。

それから3つ目、思いつき査定はどうであったかということですけど、私は思いつき査定の域を出ないという私の判断であります。なぜかという、普通はなぜ幾らによって、ほかの条例を見てみれば、こういったベッドに対しては幾らまで補助金を出しますよと子細に決まっているんですよ。だから、誰からどのように突かれても、これによって査定しましたということが出来るんです。これできやしないじゃないですか。先ほど聞いていた案件ですと、5,500万円を約半分にしたんでいいんじゃないかというようなことにしか私には思えませんでした。それではやっぱり町民に対する納得性に欠けるといふふうに思っているんで、このようにさせていただきました。

それから、4番目何かございましたね。松本議員から前もってですね、私がこれ示してあったんですけど、それについて質問いただければ丁寧にお答えしますが、それ急に今日のことで、ご不満な点をご容赦いただきたいと思っております。撤回されていないと思う。私は撤回したと思っております。だって、お願いしますというやつを取り下げたんですよ。ご本人が撤回された、それで終わった、私はそういう判断であります。いいですか。

それから、ごめんなさいね、笑止千万とはちょっと失礼じゃないかということだと思いますね。失礼だと思ったら許してください。私の言い方で、私はこういう表現になっております。不満な方は申し訳ございません。謝っておきます。

それから、6番目が何かおっしゃいましたよね。上下水道の整備。今申し上げてきたとおり、私にとっては当然これは特別扱い、私としてはその認識を超えておりません。なぜここだけですか。いろんな病院とか何とかいっぱいやっています、岐南町、

必要な施設いっぱいございますよ。そういったものに対してうちは1円も今まで出しておりません。今回出した。しかも条例にもないんです。特別扱いというのが私の判断であります。よって、この修正動議の提案の動機になっています。

それから上下水道。今松本議員がおっしゃったように、ここを特別にやったんじゃないんですよ、たまたま以前から計画があった、それをこれに合わせてやったんだという説明ございましたよね。それで納得しておきます。だから、それは書いております。だけど、このように施設ができるそれに合わせてやっているのは、私の知る限りどこにもありません。やられたのは事業者自らの費用でやってみえるやつはあります。事業者みずからがやられるやつは知っておりますが、じゃそれに合わせてそこやってあげようというようなことが整備計画に入っているものは別として、そういうものはございません。ですから、このような表現にさせていただきました。

この私の述べました事由の中でかちかちと気に障るところがあるかもしれませんが、とりあえずお許しいただいて、とにかく内容としては非常に不本意。私個人では納得できるものではないし、これはするもんじゃない、将来に禍根を残すということです。

それから以前、今回のあれではございませんが、以前4,000万円がありましたよね。そのときにこの条例がつくられたんです。ご覧になってみえろと思いますけど、これはあくまでも、そのとき私もまだ1年生だったかな、急にこういったもの出すからということでやられて、私はその当時いろんな契約書等作る立場におりましたから、見たときに、こんなもん何にもならんと、もっとしっかりした肝心なことを書くべきだということを申し上げたことあるんですけど、しかし町長がもうとにかくこれでやってくれというようなこともございましたね。で、賛成させていただいているというのも、私はその中に入ってます。そのときにしっかりしてこなかったからこういうことになった。当然、私はこれについてあとは規則、そういったものの上程、そういった条例、そういったものをつくるべきだと、内規をね。それを何回か申し上げたんです。だけど、できなかった。

だから、今回に上がって、これにはもうつけろと思ったんですよ。そのわずか6条ばか、こうやって書いてあるわけですよ、これに基づいてる、これでは何にもならんということで、私はそれに対する町民から聞かれたときに、これこれこういう理由でこれだけの額を、これが正当な理由として判断したんだと。しかも、その金額を出すに当たって、現在の町の財政運営から言っても問題ないんだと。あえてそれよりも、今ここで出すことによって町民が潤うんだということで判断したというような説明がしたいんですよ。これではそこまでいかないということがあったんですね。だから、



これは私も松本議員がおっしゃるように、そういった規定はあってしかるべきであれば、それに基づいて査定しましたよと町長に言っていただければいいんです。それが2,300万になろうか5,000万になろうと、5,500万であろうと納得できることであれば納得します。そして、当町の財政が許すものであれば、それはそれでやられればいいと思います。

その辺にしておきます。それでお分かりいただけましたでしょうか。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第26号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、討論は議案第26号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川でございます。一括ということなので、原案ですね、先ほど櫻井議員から提出された修正案じゃなくて、元々の原案に反対討論の立場で討論させていただきます。

本日、いろんな質疑等ありまして、私も質問させていただきましたが、岩田議員の質問等、ちょっとヒートアップしたところありましたが、私は冷静にいろいろと分析をしておりました。私も納得できない理由の一つで、4月、5月、請願出されたとの話があった3月ぐらいから、小島町長は一貫して出す必要はないとおっしゃっているんですよ。出す必要はないと。先ほどご自身の答弁の中でも、今回のさくらゆきさんが建設されているところの土地が、小島町長の後援会事務所の近くだからやましいことは何もないけど、慎重にやったから新年度予算には間に合わなかったと。ということは、新年度、いろんなことを慎重で、状況を見ながら、そのときはずっと小島町長の答弁では、議員がみんな賛成しているから、議員が請願書を出したから、議員、議員、議会が議会が、こればかりなんですよ。それが、今日質疑をした後に、松本議員から町長の賛成を促すような立場からの質問に答えられるときとか、地方自治法第223条第2項ですか、ちょっとごめんなさい、私もちょっと知りませんが、今初めて聞きましたので、に基づいてやったと。今まで我々議会と二元代表制ですからね、小島町長も町民に選ばれたトップであり、我々も無投票ではありますけど、住民

を代表して選挙を行って選ばれた議員でございます。その二元代表制度、お互いを監視する中で、今までこの議員が議員がということで話合いを進めてきて、この議場の場でいきなりそんなことは関係ないと、この地方自治の条例に基づいて必要だからやると。じゃ、今までの時間は何だったんですかと。我々議員は住民の代表でございます。その議論を、プロセスを無視して、いきなり正論かのようにこれはこういう町のために正しいからと。これ公益性のある建物で、町に必要なことは我々議員全員思っています。さくらゆきさんの施設、福祉施設ですね、これは町民にとってありがたいものなのは皆さん重々承知しております。ただ、何がおかしいかと言うと、岩田議員もおっしゃっていましたが、進め方、プロセスがおかしいと言っているんですよ。

先ほどありましたけど、うれしさんのときみたいに、建設当初から法人が町に対して支援をお願いしますと、議会も分かりましたという流れでオール体制で進めていく、なぜこれができなかったのか。それは小島町長が出す気がなかったからですよ。なので、新年度予算にも間に合いませんでした。で、議員が言われたからということでここまで延びてしまったと。それで、この今日議場の場でいきなり意見を変える、こんなことで2,300万円、町民の皆さん聞いていますか、町民の血税が使われる、そんな判断をするトップの議案を我々議員が許していいんですか。今まで、私はまだ1期の2年目でございますが、コミュニティバスや羽栗グラウンド、いろいろな意見が議員の中でも割れる問題がありました。そのときに私も賛成か反対かいろいろ悩みましたが、そのときは全て理事者である小島町長のほうからきちんとした説明、ぶれがない、コミュニティバスは小島町長の町長選の選挙の公約であり、小島町長は町民の支持を得て選挙で選ばれた方なので、その考えを尊重するという僕は気持ちもありましたし、また福祉バスなので多少の赤字はしょうがないと思います。そういう気持ちもありました。羽栗グラウンドに関して、経緯がよろしくないという議員もおられました。この先の岐南町のことを考えると、中学校建設やら、いろいろ公園整備やら、いろんなことを含めて岐南町単独で持つことは有意義であるということは、小島町長も当初からずっとおっしゃっていましたが、筋が通っていただけだったので、私は賛成をさせていただきました。

しかしながら、今回は余りにもこころろとは言いません、考えがころっとこの当日、本日変わってしまったことに対して、町民の代表である議員の立場からしてどうしても納得はできませんので、さくらゆきさんを応援する気持ちは本当にありますし、施設は大切なものですし、補助金もしっかりしたプロセスでやっていただけたら気持ちよく私も可決ができましたが、こうなってしまった以上は反対をせざるを得ないというところで原案に対する反対討論を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番、村山です。議長のお許しをいただきましたので、原案に関して賛成の立場で討論申し上げます。

今、反対意見等ありましたが、聞いていまして、やっぱりこれ必要だという思いで、プロセスがよくないからだめだ、そんな理由で反対するのもどうかと思いました。要は、町民のために我々は何をすべきか、町民が今何を望んでいるのか、まずそれを最初に考えるべきだと思います。

2025年ですかね、団塊の世代が75歳以上、結構増えます。そういった取組を、我々もみんなそうですけど、年を取る。自分のこと、あるいは家族のこと、そういったことを考えた場合に、やはりどうしても特別養護老人ホームの早急な完成がないと、やはり75歳以上の団塊世代問題が解決できないように思います。そうした意味も含めて、いかに町民のために何が必要か、まずそれを第一に考えるべきだと思います。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 私は原案に賛成、修正案に反対の立場でお話のほうをさせていただきますと思います。

さきに村山議員がお話しされたように、私自身も町民にとってどうかというところを考えたときに、プロセスも確かに大事な点ではあると思います。ただ、あくまでも私らがどうあるべきかというのは、町民にとって有益であるかないか、それを判断すべきというふうに考えておる部分でありますので、私も長谷川議員のお話で、町長はずっと3月の時点では出す必要がないというふうにお話をしてこられたというところがありますけれども、たしか私の覚えだと、3月の予算ですね、あのときにこの補助金のお話が出ていたかと思うんですけども、今回の新年度予算には補助金は、自分の考えが固まってまだおられなかったのか、ちょっと分からないですけども、上げなかったとおっしゃいましたけれども、ただその場で私、議員からもお話があった中で検討する余地はあると、考えるというふうなお話はその時点で、たしか全協の場だったと思うんですけど、されていたかと思うので、いきなりこの場になって方向転換ではないですけども、そういう形ではなかったように私は感じております。

それも含めて、結果的には町長のご判断ではないですけども、町にとって広域型の特別養護老人ホームの建設ですね、これは必要だということでの補助金の上程であ

りますので、私は原案に賛成、修正案には反対ということで意思表示のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。私、原案に反対、櫻井議員に賛成という意見で申し上げさせていただきます。

今日は町長からもおっしゃられました、これは正しい判断といいますか、有益な建物であるという、こういったご答弁をいただきましたが、当初からそういった形を一貫していただければ、丁寧な説明があれば当初予算で上程してもらおうということが私も賛成であったというふうに思いますが、しかし論点が違うといいますか、議員が賛成多数であるとか、署名議員が皆が署名をしたというようなことが町長の口から随分聞かされておりました。

そこで、そういった点から、実は2月21日に議運で私もこの中に参加しております、署名というものの中身を見させていただきました。内容が不十分と、十分な内容ではなかったということで、要はもう一度議論する前の材料、資料をもう一度請求するというので保留にしたという経緯がございます。その翌日に全協がございまして、そのときの町長の答弁もございましたけれども、以前の事例でうれしのもあったと、どれだけ妥当なのか精査する、そして一生懸命やっておるでわあわあ言わんといてくれというようなことで、具体的な理由、根拠というものが出されぬままでございましたが、その数日後にいわゆる代表議員、請願者の代表にその資料を請求ということでその場を保留ということで結論が出たにもかかわらずなんですけれども、数日後に請願の取下げということがございました。

補助金請願の理由が明確にされないまま、保留にした審議がなされないまま撤回されたのですから、当然補助金の交付はなかったものと認識しておりましたが、この重要な案件を放置したまま6月の補正予算に突如上程されたということに賛成することはできないという理由から、櫻井議員の修正動議ございました。当該案件の補助請願は事業者が自ら既に撤回されているというところの分が補助としてちょっとつけ加えさせていただきましたが、櫻井議員に賛成ということで答弁を終わらせていただきます。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 6番議員、松原でございます。議長のお許しを得ましたので、議案第26号 令和5年度岐南町一般会計補正予算の原案に対して賛成の討論をさせて

いただきます。

当然反対の意見も十分に分かります。私も当然当初の計画段階で話があるべきで、これは当然筋の話ですけど、それと全協での説明、これも反対議員言われましたけど、町長の説明の中でやっぱりちょっとこれでは納得できないなというところがあって、やっぱり根本に町や町民のために、皆さんの税金を使うわけですから、本当にためになるかどうかというところが一番ポイントであるという考えにおいて、私個人としても私の父親が要介護3で、本当にうちの母もすごい苦勞して施設に本当に入りたくて、でもどこへ行っても50番目ぐらいとかで、結局最後は病院でというふうでなりまして、実際町内にも今四、五十人の方ですかね、待機みたいな方もみえる中で、やっぱり町内に施設ができるのであれば、広域なので、当然岐南町の人がゼロでも別に決まりを破っているわけではないんですけど、やっぱりその辺を配慮していただけるようにきちっと話も通されてということで。いろいろ説明等変わってきたということもあるんですけど、僕は最終的に間違っていれば変えるべきだと思いますし、今後に向けてそういう足りないところであるとか、議会にも今の説明等をきちっとしていただくこと、それからやっぱりこういうことはきちっとプロセスを踏まえて筋を通してきちっとやっっていけないと、今後に向けてその都度、じゃ町長の判断でいいのか、じゃ町長代わったらまた変わっていいのかということになってしまうので、そういう一貫性のことも含めて、要望も含めましてということですが、この件に関しましては、やっぱり町民にとって有益であると、これは皆さんも認識同じようにされておりますので、この原案のほうを賛成ということでしたと思います。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

はっきり申し上げまして、原案に対しては反対、修正案に対しては賛成。と申し上げますのは、これだけ混乱が起きたのは何かというと、1週間ぐらい前まではこんなことを言ってなかったんですよね。もっと事前に下打ち合わせというものを持って、第何条によってこういうものを出すんだというようなことを打合せしてくりゃいいけど、それまでは出さんと、議員の責任だというような感じに受けてしまうの、みんなが。だからこれだけ混乱したために、やはり仕切り直しすべきであるというようなことで、私は原案反対、修正案賛成。

以上で討論を終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後原案について採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後原案について採決を行うことといたします。

これより修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和5年度岐南町一般会計補正予算については、修正議決した部分を除く原案のとおり可決されました。



第11 議案第27号

○議長（後藤友紀君） 日程第11、議案第27号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第27号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第27号 令和5年度岐南町

介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。ただいまより5分休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。



第12 議案第28号

○議長（後藤友紀君） 日程第5、議案第28号 令和5年度岐南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） この案件に対する提案者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第28号 令和5年度岐南町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ740万6,000円を増額し、89億3,653万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費として第三者調査委員会委託料740万6,000円を計上させていただきたいものであります。

これに対する歳入につきましては、繰越金として740万6,000円を増額し財源といたすものでございます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番、櫻井です。議長の許可をいただきましたので、大きく7つについてお尋ねいたします。

まず最初に、これが質疑に値するののかということもございませうけど、非常に大事だと判断するのに必要なもので、あえて申し上げますので、よろしければご答弁いただきたいと思っております。

その1番目です。まず初めに行うことは、当事者等の私たちが、当事者等のプライ

バシー保護のための処置と実施と周知であり、そして相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはいけない旨の周知、啓発、こういったものが必要であろうと。このために岐南町危機管理対策本部は5月18日以降現在までどのような対応をお取りになっているのか、その内容をお尋ねいたします。

2つ目、町ホームページ上で、まずは事実関係を確認し、その上で今後の対応に取り組みますとあります。町は訴え出た職員がうそを言っていると疑っておみえなのか、お聞きいたします。

3つ目、私にはただ単に町長のための弁護士3名による町長の弁明調査機関設置としか受け取れないような内容であります。町民にこれ以上の屈辱感、失望感を与え続けるのであるから、弁護士費用全額町長がご負担し、町長が私的調査すべきです。公的負担をどのようにお考えなのか。お金をかけない方法をなぜ選択されなかったのか、お聞きいたします。

4つ目、結果的に町長辞職の場合でも当然に全額公費負担とされるのか、その場合の町長の負担等についてのお考えをお聞きします。

5つ目、あくまで公金支出の場合は、町民全額の負担のお願いを町長自ら町民に説明と承諾を受けていただきたい。

6つ目、町長は週刊文春の記事に納得できないと言われる。ならば、町民のためにも週刊文春に抗議、提訴などされるべきだと考えます。いかなる対応をお考えか、お聞かせください。

そして最後に、ネットの書き込みをここにご紹介します。地方新聞Web版から引用させていただきます。「町長がやめるかやめないかよりも、大切なことを忘れていませんか。被害に遭われた方々へカウンセラーなどで精神的なフォローをすべきです。自分の進退よりも、あなたの行為により多くの職員、元職員が傷ついています。自分自身だけが公費で弁護士費用を使い、どれだけ税金の無駄遣いか。職員、町民の大半は、早く辞任して、新町長の下、正常な岐南町に戻りたいと思っています。町長一刻も早く辞任して、被害者の方々に素直に謝罪すべきです。これが最後のあなたの仕事です」 いかがお答えいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

少し多方面にわたりましたが、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの櫻井議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の危機管理対策本部についてでございます。

今回の件において当事者の特定については、本来の問題の原因解決ということではないため、危機管理対策本部といたしましても、特定しないということを確認してお



り、町の信頼回復に向け協議を重ねております。

今回の一件で一部の職員が不安を抱いているのは事実でございます。そのためその職員の不安を取り除くため、守秘義務が守られるよう産業医や町の顧問弁護士への相談窓口をお願いし、心のケアに取り組んでおります。

2つ目の事実関係を確認しという部分のご質疑でございますが、危機管理対策本部の取組の情報提供として現在ホームページに掲載をいたしております。ここでいう事実確認とは、週刊誌に掲載されたことが、誰が言ったのかではなく、それが事実かどうかの確認として今後第三者調査委員会への調査依頼を行うものでございます。よって、職員がうそを言っているのかいないのか、そのようなことを確認するものでも、ましてや職員を疑っているものでもございません。

3つ目の、町長の私費によって第三者調査委員会を設置したらどうかというご質疑でございますが、今回の補正予算をお願いしております第三者調査委員会の設置目的は、事実関係を確認、究明し、再発防止策の意見をいただき、町の信頼回復を図ることでございます。事実関係がしっかりと確認できないと、次のステップである再発防止にはつながりません。仮に町長が私費で弁護士に委託した場合、そこに公正性や中立性が担保されるということは困難であると考えております。よって、第三者調査委員会の費用は公費で支払うことが適切であると考えております。

なお、お金をかけない方法ということもお聞きになっておられましたが、内部調査ということが上げられるんですが、内部調査の問題点といたしましては、利害関係者が調査に当たるために中立、公平性が保てないであるとか、利害関係者による調査は、調査対象者から守秘義務に対して疑念を持たれ、真実が語られない可能性があるとか、また調査ノウハウがないため、客観的、専門的な知見から事実認定が困難である。これらの理由によりまして、内部調査では社会的信用度が低い、あるいは事実認定に限界があるものであると判断して選択はいたしませんでした。

あとそれと、町長が辞職の場合でも当然全額公費とされるかということでございますが、第三者調査委員会の目的は何度も申しますように、公正、中立な立場から関連法令等を踏まえ、対象事案につき原因を含む事実関係を究明、把握、認定し、再発防止策等に関する意見を報告することで町の信頼回復を図るものでございます。したがって、町長の去就にかかわらず実施する必要があると考えております。こうした目的から今回の補正予算は全額公費で予算計上させていただきましたが、それとは別に町をお騒がせした責任として、いつ、誰が、どのような方法で責任を取るかということは今後検討していく必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 私から5、6、7を答弁させていただきます。

まず5番、先ほど副町長から説明させていただきましたとおり、公正、中立の立場による調査実施の観点から公費からの全額支出をお願いしたいと考えております。本来であれば、このような事態となり、町民の皆様一人一人にご説明させていただきたいところではございますが、町民の代表であります岐南町議会において本補正予算案の議決があれば承認されたものと考えております。その後の第三者調査委員会の結果により、この調査に係る費用についてしかるべき対応をさせていただきたいと考えております。

6番目の質問であります。私は現時点で週刊文春に抗議や提訴することは全く考えておりません。今は予算案をご承認いただき、第三者調査委員会による調査をしっかりと行っていただきたいと思っております。そして、全ての事実確認ができた段階で今後の対応を考えたいと思っております。

7番目の質問に対しての答弁をいたします。私の認識不足により不快な思いをされた職員に対して、そして町民の皆様に対して大変ご迷惑をおかけしましたことは改めて深くおわび申し上げたいと思っております。私自身の去就については、繰り返しになりますが、今後行われる第三者調査委員会の調査結果をもって判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 再質問というよりも新たな質問をお尋ねさせていただきます。

この調査委員会の日程、現在お分かりのところを教えてください。いつ報告書が出るのか、そういった執行部が予定している日程をお聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 櫻井議員のただいまの質疑にお答えいたします。

今後の第三者調査委員会の日程、スケジュールの見込みでございます。まず、この補正予算案が可決された前提の話になります。

まず可決されましたら、岐阜県の弁護士会のほうに第三者調査委員会の委員になっていただく方の推薦依頼をかけまして、その結果が8月中旬ぐらいには推薦していただけのものと考えております。それによりまして第三者調査委員会が設置されます。3名を予定しております。その後、9月の月上旬に第1回の全体会議、聞き取り調査をこれから開始するというので、調査期間が11月の下旬頃までになろうかというふう

に予定しております。第2回全体会議、第3回全体会議というふうに進んでまいりまして、12月の上旬に第4回の全体会議、そしてそこで報告書及び意見書の作成を開始していただく予定であります。最終は来年の2月下旬頃になろうかと思っております。こちらで事実認定に関する報告書及び再発防止策に関する意見書を町のほうに提出いただきまして、報告書及び意見書の公表になろうかと今のところは予定しております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

この第三者調査委員会、七百万というこのお金というのは、ぱっと聞いたとき、物すごい高いなと誰しも思ったはずなんです。こういうもろもろの不祥事が起きたときの費用の在り方というのは過去1回岐南町もあるんですよ。昔のことやで知らんという人もあるかも分からんけど、実際きちっとやらなきゃならない。何かの対処をさせていただくという副町長のニュアンスがありましたけど、町長だけじゃなくして、副町長、そして議員の皆様もですよ、ここまで今日このように監視能力のないというのはどういうことかということをよく考えていただいた中、本当に監視能力ないですよ。やっぱり両輪のごとく一歩下がってよく監視するというのが議員の立場であって、ペタあと引っ付いて何でもイエスマン、イエスマンではこれではだめですよ。だから、責任を持った議員も覚悟しながら、当然ことながら……

○議長（後藤友紀君） 岩田議員、質疑をお願いします。

○10番（岩田晴義君） その判断を町長、副町長、さきの副町長の何がしろと、そのことをもう深くここで答弁できるならばお願いしたいなど。なけりゃ今後の検討でございまして、言っていただければ。これによって大きく左右しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の質問に対して答弁させていただきます。

本当に個人としては町をお騒がせした責任として大変深くおわび申し上げます。また、いつ誰がどのような方法で責任取るかについては今後検討していく必要があると考えております。今はそれ以上言えません。よろしく願いいたします。

今はどういう立場であるか十分承知しておりますので、全額費用は町の負担でお願いしたいと。そして、先ほど言いましたが、しかるべきときが来たら、自分は白あるいは黒にかかわらず、きちんと対応してまいります。

以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1点だけ、これは恐らく危機管理本部長であります傍島副町長が中心になって進められている議案だと思いますので、1点だけご質問させていただきますが、議運のときにも質問させてもらったことの重複となりますが、これスケジュールが本日補正予算可決されましたら、委員の選定までに大体2か月ぐらいかかると、その後の9、10、11、12、1月、来年2月までかかるというスケジュールは、個人的には長いなと思いますが、ただし致し方ないということも理解しております。

ただ、発注者である自治体、いわゆる今回で言うと岐南町の危機管理本部になるんですかね、から依頼をするときに、この弁護士を選定を少し早くしていただきたいという要望を出すこと。それと、事実認定に関する報告書と、再発防止策に関する意見書、これを切り分けて、まずは事実認定に関する報告書を中間報告として12月、1月とか、一番最後じゃなくて、その少し前に提出していただきたいという旨を、最終的に決めるのは委員会の弁護士さんだとは思いますが、その要望をすることは可能だと思いますが、そういったご意向はお願いできますでしょうか。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの長谷川議員のご質疑にお答えいたします。

スケジュールはあくまで今の予定でお話をさせていただきましたが、近日中に当然岐阜県の弁護士会のほうに、可決されましたら正式に依頼に行ってまいります。その際にですね、議員言われましたように、まず選定を早くしないと後の流れも速くならないということもございますので、一日でも早く選定をしていただくことや、あとは中間報告のような形で報告書が公表できるかどうか、そのタイミングも含めまして、ご相談はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可をいただきましたので、3回目、再々なりますけどよろしく願いいたします。

今質疑等をお聞きしておりまして、回答を、セクハラ事案というのはある意味で最後まで調査が終わらなくても、結論的なものは出るはずなんです。やった、やられたということがはっきりすれば。やられた人がどう思っているか、そういったことが出れば、セクハラ事案として十分成立する要件ならば、そういったものが出た段階で少なくとも早く教えていただけるように弁護士さんにはひとつお話いただきたいとい

うことと、それからもう一つ、女性弁護士の方もお願いできるかと思うんですが、その辺のことの配慮とか、それからもう一つは、対象人員がどのぐらいになるのか、何人ぐらいを調査されるのか、大変ご苦労なことだと思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの櫻井議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどの長谷川議員からのご質疑の答弁とかぶるところもございしますが、まず町といたしましても、今回の調査で最も重要なことは町政の信頼回復、一日でも早い信頼回復であるというふうには認識しております。そのためには調査においては慎重にかつ素早く実施していただきたいという考え方は私どもも一緒でございします。そのあたりの意向につきましては、弁護士会のほうにしっかりとお伝えして、また第三者調査委員会の委員になられた方にもしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

今のところお願ひするに当たりまして、少なくとも1名の方は女性の弁護士さんが入っていただけるようお願ひする予定でございします。

すみません、調査対象者につきましては、一応まだ委員さんが決まってみえないのであれなんですけど、詳しくは分かりませんが、職員、退職された職員も含めまして、全員が対象になると思っておりますが、その中でスクリーニングとか何らかの方法で絞られて、詳しく聞かれるかどうかということもまだこれから協議されることになると思いますので、そこら辺のかける時間であったり、対象者につきましては、第三者調査委員会の委員さんにお願ひしたい、一任したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございします。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第28号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立多数であります。よって、議案第28号 令和5年度岐南町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました令和5年度岐南町一般会計補正予算（第2

号)については、さきの修正議決に伴い、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議決されました議案第28号 令和5年度岐南町一般会計補正予算（第2号）について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長一任とさせていただきます。

—————◇—————

散会

- 議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から6月14日までの8日間は議事の都合により休会とし、6月15日午前10時から会議を開きます。

午後0時 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司

